

## 失業者等の暮らし安心確保協議会規約

(名称)

第1条 本会は、失業者等の暮らし安心確保協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 大型倒産等により急増する生活に困窮した離職者や求職者について様々な相談から再就職まで総合的に支援を行うため、失業者等の暮らし安心確保協議会を設立する。

(業務)

第3条 協議会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大型倒産等により急増する生活に困窮した離職者や求職者の相談に対応すること
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要なこと

(構成)

第4条 協議会は別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員の変更については、各構成団体等からの届出により行うものとする。
- 3 協議会は、第1項に掲げる者のほか、協議会の目的に賛同する団体・個人を加えることができる。

(役員)

第5条 協議会には、会長、副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長に事故あるときは、副会長が議長となる。
- 3 会長は、委員から委任を受けた者が出席する場合は代理を認める。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 5 前4項の規定に関わらず、書面により協議会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき協議会全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の協議会の決議があったものとみなすことができるものとする。

(事業年度)

第7条 協議会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、令和元年度においては、協議会設立の日から令和2年3月31日までとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、一般社団法人山形県労働者福祉協議会事務局に置く。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和2年2月4日より施行する。

## 別表

名 称	役職名	氏 名	備 考
一般社団法人山形県労働者福祉協議会	理事長	船山 整	
山形県	知 事	吉村美栄子	
山形市	市 長	佐藤 孝弘	
厚生労働省山形労働局	局 長	小森 則行	
日本労働組合総連合会山形県連合会	会 長	船山 整	
公益財団法人産業雇用安定センター山形事務所	所 長	菅原 馨	